



水と緑と光のまち
須恵町



令和 6 年度町民税・県民税（住民税）の定額減税について

1. 対象者

令和 6 年度町民税・県民税（住民税）の所得割が課税されているかたのうち、令和 5 年分の合計所得が 1,805 万円以下の方

※**住民税が「非課税」または「均等割と森林環境税のみ課税（5,500 円）」のかたは定額減税の対象にはなりません。**

2. 定額減税の額

本人、控除対象配偶者及び扶養親族 1 人につき 1 万円

（例）本人と控除対象配偶者と扶養親族 2 人の 4 人世帯の場合

本人（1 人）＋控除対象配偶者（1 人）＋扶養親族（2 人）＝4 人

4 人×1 万円＝定額減税額 4 万円

※所得割の額が減税の限度となります。減税しきれなかった分については、調整給付金として後日通知後に給付します。

※控除対象配偶者及び扶養親族のうち国外居住者は除きます。

※本人の所得が 1,000 万円を超えていて、配偶者控除が受けられない場合の同一生計配偶者について、令和 7 年度の住民税所得割額から 1 万円の定額減税がおこなわれます。

3. 定額減税の実施方法

定額減税後の税額で課税されますので、減税に関する手続きは必要ありません。

① 給与所得に係る特別徴収 (給与所得者の方)

- 令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均されます。



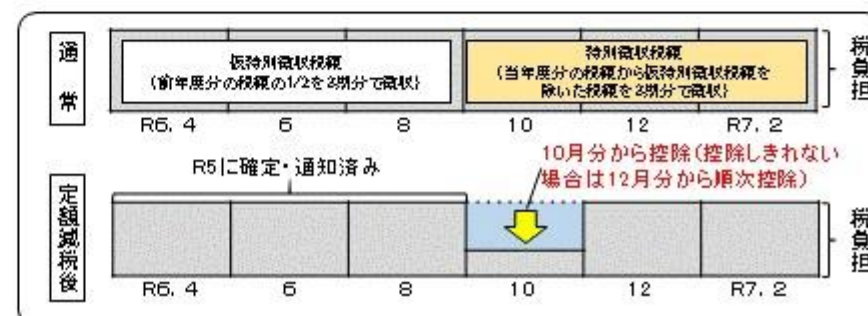
② 普通徴収 (事業所得者等の方)

- 定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分(令和6年6月分)の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から、順次控除されます。



③ 公的年金等に係る所得に係る特別徴収(年金所得者の方)

- 定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。



4. 減税額の確認方法

給与から天引きのかた

特別徴収義務者（会社等）を通じて交付される「給与所得等に係る町民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）」の摘要欄に記載されています。

令和 年度 給与所得等に係る 町民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得

給与収入
給与所得(所得金額調整控除後)
その他の所得計

主たる給与以外の所得区分

営業所得
農業所得
不動産所得
雑所得
譲渡所得
一時所得

総所得金額①

所得控除(摘要)

雑損
医療費
社会保険料
小規模企業共済
生命保険料
地震保険料

障害・寡・ひ・勤
配偶者
配偶者特別
扶養
基礎
所得控除合計②

課税標準

総所得③
山林所得
分離短期譲渡
分離長期譲渡
株式等の譲渡
上場株式等の配当等
先物取引

控除

扶養親族
特別障害者
高齢者
その他
同障害
その他
未成年者
その他
ひとり親
勤労学生
障害者
被災者
基礎控除

定額減税額残：〇〇〇〇円

定額減税 町：〇〇〇〇円、県：〇〇〇〇円

町民税

税額控除前所得割額④
税額控除額⑤
所得割額⑥
均等割額⑦

県民税

税額控除前所得割額④
税額控除額⑤
所得割額⑥
均等割額⑦

森林環境税

税額⑧
特別徴収税額⑨
控除不足額⑩
既充当・既委託納付額⑪
既納付額⑫
差引納付額(⑨-⑩-⑪、⑫)
変更前税額⑬
増減額(⑨-⑬)
変更月

納付書や口座振替のかた、年金からの天引きのかた

6月中旬に送付する「町民税・県民税・森林環境税納税通知書」に記載されています。

通知番号

所得金額

所得控除額

総合課税所得の内訳

給与収入金額

給与所得(所得金額調整控除後)

営業所得

農業所得

不動産所得

利子所得

配当所得

公的年金等所得金額

業務

その他

雑所得

短期・長期・一時所得

損失の繰越控除額

総所得金額

山林所得

分離短期譲渡所得

分離長期譲渡所得

株式等譲渡所得

上場株式等の配当等所得

先物取引所得

雑損控除

医療費控除

小規模企業共済

社会保険料控除

生命保険料控除

地震保険料控除

障・寡・ひ・勤

配偶者控除

扶養控除

基礎控除

所得控除計

課税標準額

総所得

山林所得

分離短期譲渡所得

分離長期譲渡所得

株式等譲渡所得

上場株式等の配当等所得

先物取引所得

税額

(町民税)

(県民税)

総所得

山林所得

分離短期譲渡所得

分離長期譲渡所得

株式等譲渡所得

上場株式等の配当等所得

先物取引所得

税額控除額

所得割減免額

所得割額

均等割軽減免額

均等割額

定額減税残：〇〇〇〇円

森林環境税免除額

森林環境税額

年税額

給与特別徴収税額

年金特別徴収税額

普通徴収税額

控除不足額

普通徴収納付額

還付充当可能額

【町民税】

税額控除

税額控除額

定額減税

〇〇〇〇円

【県民税】

税額控除

税額控除額

定額減税

〇〇〇〇円

定額減税が減額しきれなかった場合

定額減税が減額しきれなかった場合は、調整給付金として支給される予定です。対象となるかたには、夏以降ご案内の文書をお送りする予定です。

文書の発送時期や手続きの方法など、詳細が決まりましたらこのページにてお知らせします。

その他

- ・所得税の定額減税については、国税庁ホームページ（定額減税特設サイト）

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzai/index.htm> をご覧ください。